

(1) 新規設立

<根拠法・条文等>

- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める
・定款、事業計画、収支予算の作成

令和4年10月1日以降

- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告
（会議開催日の少なくとも2週間前まで）

（法第23条第1項・
第2項）

- ② 創立総会の開催
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員を選任などを議決し、又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

（法第23条第3～7項、
法第32条第3項ただし書、
同条第12項）

- ③ 発起人から理事へ事務引継

（法第24条）

- ④ 出資の第1回の払込み

（法第25条）

- ⑤ 設立の登記
主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで組合が成立する。

（法第26条）

- ⑥ 行政庁への成立の届出
組合成立後2週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を、行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出る

（法第27条、132条、
労協法施行規則第5条各号）